

近隣市町村 文化会館 減免規定等

資料②-2

施設名	減免規則等の内容	減免割合
茂原市 市民会館	① 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で使用する場合	10割
	② 学校教育法第6章に規定する高等学校が使用する場合	5割
	③ 教育、福祉団体がその目的のために使用する場合	5割
	④ 市又は教育委員会以外の官公署が使用する場合	3割
	⑤ 社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体がその目的のために使用する場合	3割
	⑥ 市又は教育委員会が後援又は推薦する場合	3割
	⑦ 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた場合	適宜
茂原市 東部台文化会館	音楽ホール	
	① 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で使用する場合	10割
	② 市又は教育委員会以外の官公署が使用する場合	3割
	③ 公の支配に属する教育福祉団体等がその目的のために使用する場合	3割
	④ 社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体がその目的のために使用する場合	3割
	⑤ 市又は教育委員会が後援する場合	3割
	⑥ その他市長が公益上特に必要と認めた場合	適宜
	音楽ホール以外の施設	
	① 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で使用する場合	10割
	② 自治会関係が使用する場合	10割
	③ 社会教育関係団体及び社会福祉関係団体(ボランティア含む)が使用する場合	10割
	④ 市内に居住する者又は市内の事業所等に勤務する者が設置目的に沿って使用する場合	5割
	⑤ その他市長が公益上特に必要と認めた場合	適宜

施設名	減免規則等の内容	減免割合
東金市 文化会館	① 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で使用する場合	10割
	② 文化会館の指定管理者が主催又は共催する場合	10割
	③ 市内の幼稚園、小学校、中学校、保育所がその目的のためにしようする場合	10割
	④ 市内の高等学校、大学が使用する場合	基本料のみ全額減免
	⑤ 社会教育、社会福祉、文化団体が文化事業に使用する場合	3割
長生村 文化会館	① 村又は教育委員会が主催する事業で使用する場合	10割
	② 村又は教育委員会が後援する事業で使用する場合	5割
	③ 国又は他の地方公共団体が主催する事業で使用する場合	5割
	④ 村内の福祉関係団体が自らの行事等のために使用する場合	10割
	⑤ 学校教育法第1条に規定する学校又は児童福祉法第39条に規程する保育所(以下学校等)が自らの行事等のために使用する場合	
	⑦ 村内の学校等	10割
	⑧ 村外の学校等	5割
	⑥ 村内の社会教育関係団体が自らの行事等のために使用する場合	10割
⑦ 営利を目的とせず公益性のある団体が自らの行事等のために使用する場合	5割	
⑧ 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた場合	10割又は5割	

施設名	減免規則等の内容	減免割合
山武市 文化会館	①市及び市が所管する団体、又は教育委員会及び教育委員会が所管する団体が主催し、又は共催する場合	10割
	② 国又は他の地方公共団体が主催する事業で使用する場合	5割
	③ 市内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、保育所及びこども園がその目的のためにしようする場合	10割
	④ 社会福祉協議会(ボランティア登録団体含む)、シルバー人材センター及びゴールドクラブ連合会が使用する場合	10割
	⑤ 市内の公共団体、一部事務組合がその目的のために使用する場合	5割
	⑥ 災害、その他止むを得ない事態の発生のため使用する場合	10割
	⑦ 市内在住の高齢者の団体(構成員が5人以上の団体で構成員のうち65歳以上の者が半数以上)が練習活動で使用する場合	5割
	⑧ その他教育委員会が特に必要と認めた場合	適宜